

景観に配慮した板塀や看板、生けがきの設置に助成します

美しい景観の創出に寄与する高山の景観にふさわしい板塀や看板、生けがきの設置費用を助成します。

板塀の場合

助成要件

- ・景観重点区域内で行う塀など（板塀・塗塀・土塀・板壁・板化粧）の新設や改修
- ・公衆用道路または河川に面した部分および当該道路または河川から眺めることができる部分に設置するもの
- ・市の景観にふさわしいもの
- ・おおむね高さ0.9m以上、長さ1.8m以上のもの
- ・5年以上存続できるもの
- ・建築基準法や市の条例などに適合するものほか

助成額

- ・1.8mあたり5万円、1カ所あたり最大30万円（助成率1/3）

※市街地景観保存区域内については1.8mあたり10万円、1カ所あたり最大60万円（助成率2/3）になります。

広報ID 100036969

看板の場合

助成要件

- ・高山の景観にふさわしい看板の設置、またはふさわしくない看板の撤去

助成額

1カ所あたり最大18万円（助成率1/3）

※中心市街地内については最大36万円（助成率2/3）になります。平成28年度より限度額を増額しました。ぜひご活用ください。

広報ID 100036969

生けがきなどの場合

助成要件

- ◆生けがき
 - ・都市計画区域内で公衆用道路に面した部分および当該道路から眺めることができる部分に設置するもの
 - ・植栽する樹木が、おおむね高さ0.5m以上、幅0.2m以上のもので、生けがきの長さが5m以上のもの
 - ・5年以上活用できるもの
 - ・植栽する樹木はカイズカイブキ以外の樹種であること

◆高木

- ・都市計画区域内の工場や駐車場、共同住宅などの敷地内で、公衆用道路に面する部分に植栽する高木
- ・おおむね高さ3m以上のもの
- ・5年以上活用できるもの
- ・植栽する樹木はカイズカイブキ以外の樹種であること

◆助成額

生けがき

1カ所あたり最大9万円（助成率1/3）

◆高木

1本あたり最大1万8千円（助成率1/3）

広報ID 100036969

申込 都市整備課
問合せ ☎35-3159



美しい景観の創出を支援します

お気軽にお問い合わせください

住宅の耐震改修工事などを行う場合、住宅の固定資産税が減額される制度があります

住宅の耐震改修工事や省エネ改修工事、バリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額される制度があります。

■共通事項

工事費用が50万円を超えるもの（バリアフリー改修、省エネ改修の場合は補助金等を差し引いた自己負担額が50万円を超えるもの）

■申込方法

工事終了後、3カ月以内に税務課（本庁2階）へ申請してください。

■耐震改修の場合

昭和57年1月1日以前から所在する住宅

- ・住宅には共同住宅・併用住宅（居住面積の割合が1/2以上）を含む
- ・平成30年3月31日までに耐震改修工事を完了した住宅

■省エネ改修工事の場合

平成20年1月1日以前から所在する住宅（貸家を除く）

- ・併用住宅・区分

所有家屋の専有部分を含む（居住床面積の割合が1/2以上）

- ・平成30年3月31日までに一定の省エネ改修工事が完了した住宅
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上のもの

■バリアフリー改修の場合

新築された日から10年以上経過した住宅（貸家を除く）

- ・住宅には併用住宅・区分所有家屋の専有部分を含む（居住床面積の割合が1/2以上）
- ・平成30年3月31日までにバリアフリー改修が完了した住宅
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上のもの

■居住者の要件

次のいずれかの方が居住していること

- ・65歳以上の方
- ・介護保険において、要介護認定・要支援認定を受けている方
- ・障がい者の方

申込・問合せ先 広報ID

税務課 ☎35-3627

耐震改修1000412 / 省エネ改修1000413 / バリアフリー改修1000411